

## こくち一ず・こくち一ずプロ 広告掲載基準

当社の各サービス提供にあたり、広告を掲載する場合には、本基準に基づき当社が掲載の可否を審査いたします。なお、本基準に記載されない事項については、インターネット広告推進協議会「インターネット広告掲載に関するガイドライン集」および日本雑誌広告協会「雑誌広告掲載基準」に従うものとします。また当基準については、当社の判断により変更・追加等を行うことがあります。

### 1. 広告主の審査基準

広告掲載が可能な広告主は次のとおりとします。

(1) 当社の競合となりうる業種の広告主やサイトについては掲載をお断りすることがあります。

(2) 掲載は原則として法人に限らせていただきます。但し以下の法人についてはお断りすることがあります。

- ・ ユーザーの利益に反する法人
- ・ 経営難により広告実現能力の欠如した法人
- ・ その業を行うにあたって、関連法規のもとに所定の認可または許可等を必要とする業種で、その認可等を得ていない法人
- ・ 関連法規に違反する営業行為・行政の指導に反する営業行為を行っている法人
- ・ 利殖目的の投資・投機の斡旋や勧誘、男女交際等を目的とした会員募集、伝言ダイヤル、代理店やフランチャイズの斡旋や勧誘、オンラインカジノ、探偵事務所、興信所、刺青メイク、盗聴器類、風俗関連、スポーツ・ゴルフ・レジャー施設等の会員募集、先物取引等を行っている法人
- ・ その他当社が不相当と判断する法人

## 2. 広告掲載における審査基準

次のような広告は、掲載をお断りすることがあります。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する広告、または侵害するおそれのある広告
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する広告、または侵害するおそれのある広告
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する広告
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある広告
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する広告
- (6) 連鎖販売取引（ネットワークビジネス、マルチ商法等）、無限連鎖講（ネズミ講）及びこれに類する広告、またはそれらを勧誘する広告
- (7) 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」）に基づく表記、プライバシーポリシー、会社概要の欠如など、責任の所在が不明な広告、販売経路が不明確な広告
- (8) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する広告および公職選挙法に抵触する広告
- (9) 布教及び宗教の勧誘を目的とする行為
- (10) 広告の目的・内容が不明確な広告
- (11) 法律、命令、条例等の法令及び本規約に違反し、または違反するおそれのある広告
- (12) 上記各号のほか、公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）する広告、弊社のサービスの運営を妨害する広告、弊社の信用を毀損し、もしくは弊社の財産を侵害する広告、または他者もしくは弊社に不利益を与える一切の広告
- (13) その他当社が不相当と判断する広告

### 3. 広告内容および表現の審査基準

広告の掲載にあたっては、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」）、特定商取引法等の法令および、以下の審査基準に基づき、内容や表現を審査いたします。

原則として次の条件を満たすものに限ります。

- ・ 誇大・虚偽の表現をしていないこと
- ・ 法律、命令、条例等の法令に反した製品や役務でないこと、および反した表現をしていないこと
- ・ 効能効果、性能、安全性について事実と反する認識を得させるおそれのないこと
- ・ 商品や役務の過量消費または乱用助長を促すおそれのないこと
- ・ 他社の製品や役務をひぼうするような広告でないこと
- ・ 不快感、不安感を与えるおそれのないこと
- ・ 著しく品位を損なったり、信用を傷つけたりするおそれのないこと

株式会社ライブアウト  
2017年6月1日制定